

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 6 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上四目町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

中心経営体数

法人： 5 経営体

任意組織： 1 経営体

※協議の結果、法人 1 経営体の名義を変更

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

法人 A、法人 B、法人 C、法人 D、法人 E、任意組織 A を中心経営体とし、農地の集積を図る。特別栽培米の生産に取り組み、農作物の高付加価値化を図る。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
越前市	下四目町	令和2年2月	令和5年3月

集落座談会：令和2年2月5日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	13.6	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.1	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0	ha
(備考)		

2 対象地区的課題

- ・後継者不足
- ・農地水の管理が不十分で耕作放棄地化している農地がある

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在、担い手が集落の中で混在しているので、早い段階でまとめていく。

担い手には、まとまった形の農地（団地化）にして貸し付ける。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を宮む範囲	
集	任意組織A	水稻、麦	1.5 ha	水稻、麦	1.6 ha		
法	法人A	水稻	0.3 ha	水稻	0.4 ha		
法	法人B	水稻	1.5 ha	水稻	1.3 ha		
法	法人C	水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha		
計	4 人		3.6 ha		3.5 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

現在分散している担い手をブロックごとに仕分けし、どの担い手が担当するかを決める。
集落内で水管理や草刈りを行い、営農部分は担い手に任せるという役割分担を確立する。
現在個人で耕作している農地については、自分がリタイアした後は、誰に何年貸し付けるかを早い段階で決めておく。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
越前市	新保、新保1丁目、小松2丁目	令和2年2月	令和5年3月

集落座談会：令和2年2月1日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	15.4	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.3	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0	ha
(備考)		

2 対象地区的課題

- ・新保地区内における中心的経営体（担い手）の不足
- ・個人農家における高齢化の進行と後継者不足

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新保地区内で集落営農組織を設立し、地区内から、役割を果たす農業者の参加者を募る。

地区外の経営体を受け入れ、農地の耕作業務を委託する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲	
法	法人A	水稻、麦	4.0 ha	水稻	6.0 ha		
計	1人		4.0 ha		6.0 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

地域内で中心的役割を果たす組織、または個人農家を確立する。

地域外の経営体を積極的に受け入れる。

将来的なプランを集落として継続して考える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 6 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下平吹町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

中心経営体数

個人： 2 経営体

法人： 5 経営体

※協議の結果、法人 1 経営体を新たに追加

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

法人 A、法人 B、法人 C、法人 D、法人 E、個人 A、個人 B を中心経営体とし、農地集積を図る。特別栽培米の生産に取り組み、農作物の高付加価値を図る。